

## 4 (1) 後期高齢者医療制度の動向について

## 1 社会保障制度改革&lt;医療保険制度関係&gt;の経緯

## (1) 社会保障制度改革プログラム法成立&lt;平成 25 年 12 月 5 日&gt;

- 高齢者医療制度の在り方については、  
「医療保険制度等の財政基盤の安定化」  
「医療保険の保険料に係る国民の負担に関する公平の確保」  
「医療保険の保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等」  
の措置の実施状況等を踏まえ、高齢者医療制度の在り方について、必要に応じ、見直し  
に向けた検討を行うものとする。
- 医療制度改革は平成 29 年度までを目途に必要な措置を講じる。

○ プログラム法は、今後の社会保障制度改革の全体像などを示すとともに、政府に検討義務を課すもので、医療制度に関しては、

- ① 国保に対する財政支援の拡充
- ② 国保保険者、運営等のあり方
- ③ 協会けんぽの国庫補助率のあり方
- ④ 国保と後期高齢者医療制度の低所得者の保険料負担の軽減
- ⑤ 被用者保険間の後期高齢者支援金に対する全面総報酬割の導入
- ⑥ 国保保険料及び後期高齢者医療保険料の賦課限度額の引上げ
- ⑦ 70～74歳の患者負担割合の2割への引上げと高額療養費の見直し

などを検討し、26～29年度までを目途に「必要な措置を講じる」と定めた。

## (2) 検討経過

## ○ 社会保障審議会医療保険部会

## ■ 第1ラウンド：第74回会合（4月21日）～第79回会合（7月24日）

フリーディスカッションで以下の案を検討のうえ、「主な意見」をとりまとめ。

- ・ 公費 2,200 億円投入に加え、新たな財源確保を前提に財政上の構造問題を解決するための効果的、効率的な公費投入の方法の検討。（第 75 回）
- ・ 財政安定化基金の設置と市町村の保険料徴収のインセンティブを考慮した分賦金方式を提案。保険給付や資格管理の分担は、両論併記。（第 78 回）

主な意見での整理項目

- ① 国保の財政上の構造問題
- ② 協会けんぽの国庫補助
- ③ 医療費適正化、保険者機能発揮
- ④ 高齢者医療の費用負担全体のあり方
- ⑤ 後期高齢者支援金の全面総報酬割
- ⑥ 前期財政調整
- ⑦ 高齢者の保険料特例軽減措置等
- ⑧ 給付の効率化
- ⑨ 審査支払機関
- ⑩ 療養の範囲の適正化・負担の公平の確保
- ⑪ その他

- 第2ラウンド：第80回会合（9月19日）～第84回会合（11月7日）
  - ・高齢者医療の費用負担関係や国保関係、患者負担・保険料関係などテーマに6～7回の予定で議論開始。11月を目途に部会の意見をとりまとめの計画。
  - ・「主な論点」：国保の役割分担見直しでは、医療費適正化などで市町村の機能重視。
  - ・国は、後期高齢者医療支援金に総報酬割の全面導入と、それによって生じる国費2400億円は、国保財政支援拡充策に充当する考えを提案。全国知事会と健保連などの間で意見は平行線。（第81回）
  - ・国保料（税）賦課限度額について、段階的に引き上げるルールとし、早ければ27年度から開始する方針を提示。タイミング等のルール明確化は見送り。（第82回）
  - ・分賦金方式のもとで市町村単位の保険料率を維持し、市町村による医療費適正化等のインセンティブ確保で大筋一致。知事会は、保険給付や資格管理で処分性のある主体は市町村が担うべきとの考え。（第83回）
  - ・後期高齢者の保健事業強化の論点を提示。後期高齢者の特性を踏まえた保健事業の推進や肺炎予防、歯科健診の取組み等の意見。（第84回）

～～ 国会解散（11月21日）により中断、  
1月9日開催の第85回会合で骨子案について議論 ～～

- 第3回社会保障制度改革推進本部会合（1月13日）
  - ～プログラム法に基づき、首相を本部長、関係閣僚をメンバーとして内閣に設置されている組織
  - ・次期医療保険制度改革の骨子を決定し、今国会（第189回、1月26日召集）に関係法案が提出される予定となっている。

**医療保険制度改革骨子（後期高齢者医療関係部分要旨）**

- ①後期高齢者医療支援金の全面総報酬割の導入
  - 平成27年度から総報酬割部分を段階的に引き上げ、平成29年度に全面総報酬割とする。
- ②被用者保険者の拠出金負担の軽減
  - 拠出金負担の重い被用者保険者への支援の実施。後期支援金と前期納付金の拠出金負担が増加し、当面、団塊世代が前期高齢者に到達する際の前期納付金負担への支援のため、
    - ・義務的支出（被保険者の給付、後期支援金、前期納付金）に占める拠出金負担が重い保険者を支援する。
    - ・前期納付金負担の重い保険者を支援する。
- ③高齢者の特性に応じた保健事業の充実
  - 平成28年度から広域連合において高齢者の特性に応じた保健事業（栄養指導、口腔ケア等）を市町村の介護予防事業とも連携しながら推進する。
- ④後期高齢者の保険料軽減特例の見直し（予算措置項目）
  - 平成29年度から激変緩和を交えながら原則的に本則に戻す。